職員の給与等に関する報告の概要

平成24年10月11日長崎県人事委員会

〇 給与報告のポイント

- (1) 職員給与と民間給与の較差が極めて小さく、月例給の改定なし
- (2) 特別給(ボーナス)は民間の支給月数とおおむね均衡しており、改定なし

1 本年の給与改定

(1) 職種別民間給与実態調査対象事業所の状況

① 母集団事業所 391 事業所

② 調査対象事業所(人事院が抽出) 127事業所

③ 調査完了事業所(人事院との共同調査) 120事業所

(2) 民間給与との比較(行政職)

① 月例給

公民較差 △189 円 △0.05%

② 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給月数(3.93月)は、職員の支給月数(3.95月)とおおむね均衡

(3) 本年の給与改定

① 月例給

職員給与と民間給与の較差が極めて小さかったことなどから、改定を行わないことが適当

② 特別給

職員と民間の支給月数がおおむね均衡していたことなどから、支給月数の改定を行わないことが適当

2 給与に関するその他の課題

(1) 昇給・昇格制度

人事院は、50歳台、特に後半層において官民の給与差が相当程度存在しており、世代間の 給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、 昇給・昇格制度の改正を行うことが必要である旨言及

本県においても、これまで職員の昇給・昇格制度については、国に準拠してきたことなどを 踏まえ、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、実施に向けて検討する必要

(2) 給与構造改革における地域間給与配分について

人事院は、給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、地域の民間賃金のより 適切な反映については所期の目的を達したものと評価

地域手当は、給与構造改革の一環として導入された経緯及び制度導入時の状況から大きな変化は見られないことから、国に準じることが適当

国及び他の都道府県の動向等を、引き続き注視していく必要

(3) 産業構造、組織形態の変化等への対応

人事院は、官民の給与比較に関する課題として、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくため、職種別民間給与実態調査における調査対象産業の見直し及び組織のフラット化等への対応(調査対象職種の拡大や官民給与比較を行う際の職種の対応関係の在り方等)について言及。本県においても、人事院の検討状況等を注視していく必要

3 勤務環境の整備等

(1) 時間外勤務の縮減

管理監督者においては、職務に関し的確な指示を行うとともに、職員の業務状況等を把握し、 柔軟な事務分担や応援体制の整備に努めるなど、時間外勤務の縮減に一層取り組んでいく必要 職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めるなど職場全体で 取組を一層推進していく必要

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

心身の健康を保持し、自己啓発に取り組むなど生活の充実を図るため、年次休暇等を利用しやすい職場環境づくりに努める必要

育児休業等の子育てに関する制度の周知及び制度を活用しやすい職場環境づくりを推進していく必要

(3) 心の健康づくり

メンタルヘルス対策における管理監督者が果たすべき役割の重要性について周知徹底を図り、 職場全体で予防と早期発見に努めるなど、対策の実効性を高めていく必要

パワー・ハラスメントは業務運営の支障や職員の心身の健康に関わる問題となり得るので、職員全体の認識を深めるための周知啓発を行うとともに、管理監督者に対し、発生防止のための研修を行うなど、パワー・ハラスメントを起こさせない職場環境の整備に取り組む必要

4 人事管理上の課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価は、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる重要なツールであり、国や他の都道府 県の取組を参考にしながら、評価制度を職員全体の意識改革や公務の能率向上に活用することを 検討する必要

(2) 女性職員の育成・登用

女性職員と男性職員が共に働きやすい環境づくりに取り組むとともに、意欲と能力のある女性職員を管理職等へ積極的に登用するための計画的な育成を、さらに推進する必要

(3) 高齢期における職員の雇用問題

本県においても、公的年金の支給開始年齢の引上げへの対応は重要な課題であり、新たな 再任用制度に関する諸課題については、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、検討を行う 必要